

鹿屋市介護予防普及啓発事業実施要綱の一部を改正する要綱

鹿屋市介護予防普及啓発事業実施要綱（平成29年鹿屋市告示第70号）の一部を次のように改正する。

別記第2号様式中「図」を削る。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。